



県産木材製品の利用促進について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成13年11月20日

管 第 3 3 8 5 号
平成13年11月20日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長
(公印省略)

県産木材製品の利用促進について（通知）

このことについて、農林水産部長より別添のとおり依頼がありました。
県産木材製品の利用は、環境保全の観点から、また地産地消の観点からも重要であり、これまでも積極的
に取り組むよう通知してきたところですが、本年4月にグリーン購入法が施行され、県の特定調達品目に県
産の間伐材が指定されたことから、これまで以上に利用促進を図る必要があります。
については、別添販売業者等一覧を参考とし、引き続き県産木材製品の利用促進に取り組んで下さい。